

「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」並びに「さらなる少人数学級推進と教職員定数改善のための教育予算確保」を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、教育の機会均等とその水準の維持向上をはかり、全国どこでも子どもたちが一定水準の教育を受けられるようにするための憲法上の要請です。しかし、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられて以降、厳しい財政状況の中で独自財源による教職員配置を余儀なくされている自治体もあり、地域間の格差が生じることは大きな問題となっています。

また地方自治体が正規教職員を計画的に採用・配置し、質の高い教育と豊かな学びを保障するためには、国が抜本的・長期的な定数改善計画を示すとともに、十分な教育予算を確保する必要があります。

以上をふまえ、国会及び政府におかれては、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2027年度予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。
- 2 すべての子どもにゆきとどいた教育を実現するため、以下の点を中心に義務標準法の改正を行うこと。
 - (1) さらなる少人数学級の推進
 - (2) 複式学級の編制基準の引き下げ
 - (3) 教員基礎定数算出に用いる係数(「乗ずる数」等)の改善
 - (4) 少数職種の配置増
- 3 自治体の実効性のある働き方改革施策を推進するために必要な予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

衆議院議長 あて

令和8年6月26日

飯山市議会議長 上松 永林